

マイナンバーカード出張申請サポート 受付中！

市役所の職員がご指定の場所へ出向き、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。この機会に出張申請をご利用ください。
申請にかかる費用は無料です。

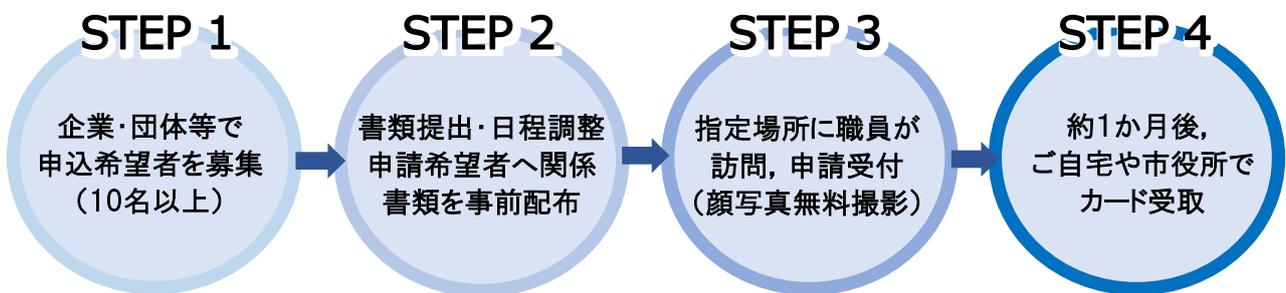
- 対象 ① 市内に事業所・事務所を置く企業等
② 市内で活動する団体等（地域団体、町内会、自治会、サークルなど）

- 実施時期 火曜日から木曜日まで（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
午前10時から午後4時までの間で実施



- 申込方法 ① 実施希望日の20日前までに、市民課ホームページの申込フォームへ入力または市民課へ申込書を提出してください。
② その後、実施日の5日前までに申請者名簿を提出
※書類は窓口持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で提出してください。
※様式は三原市ホームページまたは市役所窓口にあります。

● 出張申請の流れ



申込条件

申込企業・団体について

- 1 申請希望者がおおむね10名以上見込まれること
- 2 申込団体が申請会場や机・椅子等の備品、電源を準備できること
- 3 機材搬入用の駐車場（1台）が準備できること
- 4 申込団体が事前打合せ及び当日の案内・誘導等が行えること

マイナンバーカード申請者の方について

- 1 三原市に住民登録がある方
- 2 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていない方
- 3 申請者本人が会場に来ることができること
（15歳未満の方および成年被後見人の方は法定代理人とともにお願いします）
- 4 申請日から2か月以内に住所、氏名等（引っ越しや婚姻など）の変更がない方
- 5 本人確認書類等の必要書類を持参・提出できる方 ※必要書類の詳細は下記参照



必要書類（申請当日に必要なもの）

- 1 通知カード（紛失している場合は紛失の届出が必要です）
- 2 住民基本台帳カード（有効期限内のものをお持ちの方のみ）
- 3 本人確認書類（原本） ※法定代理人も必要
 - ① 自宅での受取を希望する場合（本人限定受取郵便または書留での受取）
下記の**A2点**または**A1点+B1点**
 - ② 市役所（市民課または支所）での受取を希望する場合
下記の**A1点**または**B2点**

《本人確認書類》

A	顔写真付きで、氏名・住所・生年月日 の確認できるもので、 官公庁の発行したものに 限る。 （例）運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）など
B	氏名・住所 または 氏名・生年月日 の確認できるもの。 （例）健康保険証、年金手帳または年金証書、社員証、学生証、医療受給者証、乳幼児医療受給者証、母子手帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、恩給証書、原爆手帳 など

※いずれも**有効期限内のもの**に限る。有効期限がないものは**発行から10年以内**に限る。

注意事項

- ・ 代理人申請はできません。申請には必ずご本人が来場してください。
- ・ 撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
- ・ 当日の必要書類が不足する場合、マイナンバーカードは市役所または支所で窓口受取になります。
- ・ 申請時に通知カードと住民基本台帳カードの返納に支障がある場合は、市役所または支所での窓口受取になります。
- ・ カード受取に関わるご案内は転送不要でお送りします。郵便局の転送手続きをされている場合、案内を郵送できませんのでご注意ください。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況により、出張申請の延期や中止をさせていただく場合があります。

皆様のお申込み
お待ちしております！



【 問合せ先 】

〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市役所 生活環境部 市民課
TEL 0848-67-6047 / FAX 0848-67-6062
E-mail shimin@city.mihara.hiroshima.jp